

### 3 働く場での男女平等の推進

#### (1) 雇用の場における男女の均等取扱いの推進

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>ア 男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための啓発等</b>			
男女雇用機会均等月間の周知 再掲【2-(1)-ウ】 → P88参照	—	再掲【2-(1)-ウ】 → P88参照	雇用推進室 労政課
労働相談の実施 府民が抱える労働条件やセクシュアルハラスメント等に係る疑問、悩みに対し、電話と面談により情報提供やアドバイス等を行う。	—	相談件数:13,247件 (うち、女性 5,457件)	雇用推進室 労政課
個別労使紛争解決支援制度の実施 労働条件やセクシュアルハラスメント等の個別労働紛争に対し、相談からあっせんまでを行う紛争解決支援制度を実施する。	—	取扱事案数 58件	雇用推進室 労政課
職場のハラスメント防止を考えるウィークの実施(特別相談会と防止セミナーの実施) 職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、いじめに関する労働相談を集中して受け付ける特別相談や防止セミナーを実施する。	—	○とき:平成22年9月6日 ～10日 ○場所:総合労働事務所 ○特別相談会の実施 相談件数:98件 (セクハラ以外のハラスメントを含む) ○防止セミナー等の実施	雇用推進室 労政課
(財)21世紀職業財団への協力 女性労働者の雇用管理、能力開発等に関する調査研究、セミナー等の各種催しや労働者の職業生活と家庭生活との両立支援事業、パートタイム労働者の雇用管理改善事業を実施する同財団に賛助会員として参画する。	—	同左	雇用推進室 労政課
総合労働問題啓発冊子の作成・配布 女性を含む労働者が働きやすい環境づくりのための啓発冊子を作成・配付する。 内容:職場における男女平等、育児・介護休業法、健康と安全、労働条件、多様な働き方等 部数:5,000部	—	名称:「働く人、雇う人のための ハンドブック」 部数: 5,000部	雇用推進室 労政課
男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための教育 府立学校に対して「働く若者のハンドブック」(商工労働部作成)を配布しその趣旨の周知をはかる。	—	同左	教育振興室 高等学校課
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度 再掲【2-(1)-ア】 → P87参照	(132)	再掲【2-(1)-ア】 → P87参照	男女共同参画・NPO課
いきいき企業サーチネット 再掲【2-(1)-ア】 → P87参照	(-)	再掲【2-(1)-ア】 → P87参照	男女共同参画・NPO課
事業者向け男女共同参画情報誌の配布 再掲【2-(1)-ア】 → P87参照	(-)	再掲【2-(1)-ア】 → P87参照	男女共同参画・NPO課
労働関係調査の実施 府内における労働時間・休日休暇制度等の労働条件を調査することにより、労働者の就業環境の実態把握に努める。 対象:府内の事業所	—	調査票発送数 6,000事業所 (うち回収 2,083事業所) ○調査結果報告書作成・配付	雇用推進室 労政課

事業名及び平成 22 年度事業概要	22 年度 予算額 (千円)	平成 22 年度実績	担当課
<b>労働法制度の普及</b> セミナー、啓発冊子、ホームページ等により、男女雇用機会均等法・パートタイム労働法等、労働法制度を広く府民に対して普及を行う。	—	○労働なんでもセミナーの開催 3回(参加者170人) ○「働く若者のハンドブック」の 作成・配布 部数 30,000部	雇用推進室 労政課
<b>ドーンセンター情報ステーション事業</b> 再掲【2-(2)-ア】 → P89参照	(17,822)	再掲【2-(2)-ア】 → P89参照	男女共同参 画・NPO課
<b>イ ポジティブ・アクションの推進</b>			
<b>企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業</b> 企業による女性の活躍推進策を支援する一環として、ロールモデルの登録と活用の呼びかけを行うとともに、ロールモデルを育成したい企業とのマッチングを行う。	—	同左	男女共同参 画・NPO課
<b>女性職員の登用促進</b> 再掲【1-(1)-イ】 → P84参照	(-)	再掲【1-(1)-イ】 → P84参照	人事室人事 課等全部局
<b>女性警察官の登用促進</b> 再掲【1-(1)-イ】 → P85参照	(-)	再掲【1-(1)-イ】 → P85参照	警察本部 警務部 警務課
<b>女性教員の登用促進</b> 再掲【1-(1)-イ】 → P85参照	(-)	再掲【1-(1)-イ】 → P85参照	教職員室教 職員人事課
<b>男性職員の育児休業取得促進</b> 再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	(-)	再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	人事室企画 厚生課
<b>妻の出産時における男性職員による子の養育休暇</b> 再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	(-)	再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	人事室企画 厚生課 人事委員会 事務局
<b>ウ 妊娠・出産による不利益取扱いへの対応</b>			
<b>総合労働問題啓発冊子の作成・配布</b> 再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	(-)	再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	雇用推進室 労政課
<b>エ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>			
<b>労働相談の実施</b> 再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	(-)	再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	雇用推進室 労政課
<b>個別労使紛争解決支援制度の実施</b> 再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	(-)	再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	雇用推進室 労政課
<b>職場のハラスメント防止を考えるウィークの実施</b> 再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	(-)	再掲【3-(1)-ア】 → P90参照	雇用推進室 労政課
<b>企業向けのセクシュアルハラスメント防止の啓発</b> 職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に向けた啓発を行う。 ○ セクシュアルハラスメント防止対策啓発冊子の配付 ○ セクシュアルハラスメント出前講座の実施 中小企業の事業主等がセクシュアルハラスメント研修を実施するに当たり、講師を派遣する。	—	講師派遣回数:12回	雇用推進室 労政課

事業名及び平成 22 年度事業概要	22 年度 予算額 (千円)	平成 22 年度実績	担当課
<p><b>職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応</b></p> <p>セクシュアル・ハラスメント防止対応指針に基づき、セクシュアル・ハラスメントに関する府職員への啓発・研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対応を講じることにより、所属長等管理監督者はもとより職員一人ひとりが、セクシュアル・ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもって、すべての職場でセクシュアル・ハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。</p>	—	<p>○大阪府職員向けセクシュアル・ハラスメント防止対応指針の徹底</p> <p>○大阪府教職員向けセクシュアル・ハラスメント防止対応指針の徹底</p> <p>○相談窓口の設置 従来の相談窓口に加え、職員総合相談センターと連携し、相談に応じた。</p> <p>○研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任課長補佐級等職員研修、新任課長級研修 修了者:223 人</li> <li>・セクシュアルハラスメント対策研修 修了者:32 人 (知事部局 32 人)</li> <li>・各部局研修及び職場研修</li> <li>・府立学校校長研修(新任) 参加人数:34 人</li> <li>・府立学校教頭研修 参加人数:246 人</li> <li>・市町村立小・中学校新任校長研修 参加人数:124 人</li> <li>・市町村立小・中学校新任教頭研修 参加人数:143 人</li> <li>・市町村立小・中学校リーダーシップ養成研修 I B 参加人数:141 人</li> <li>・市町村立小・中学校リーダーシップ養成研修 II B 参加人数:152 人</li> <li>・市町村立小・中学校長人権教育研修 参加者数:914 人</li> <li>・市町村立小・中学校教頭人権教育研修 参加者数:920 人</li> </ul>	<p>人事室企画 厚生課 人事室人事課 教職員室教職員人事課</p>
<p><b>セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b></p> <p>セクシュアル・ハラスメントに関する警察職員への意識啓発、研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対応を講じることにより、所属長等管理監督者はもとより職員一人ひとりが、セクシュアル・ハラスメントについて正しい理解のもとに十分な認識をもって、すべての職場でセクシュアル・ハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口:厚生課職員相談室</li> <li>○相談日:毎日(休日は予約)</li> <li>○相談方法:電話・Eメール又は面接(来室・訪問)</li> </ul>	—	同左	<p>警察本部 警務部 警務課</p> <p>警察本部 警務部 厚生課</p>

## (2) 女性の能力発揮促進のための援助

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>ア 女性の職業能力開発の促進</b>			
<b>職業能力開発の促進</b> 職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるよう、府立高等職業技術専門校等で職業訓練を実施する。 また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施するテクノ講座(府内6か所の高等職業技術専門校等で実施)のうち女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に女性優先枠を設ける。	—	優先枠定員108人 (コース数:57コース) ※(参考) テクノ講座における 女性の修了者数 受講者:497人 修了者:405人	雇用推進室 人材育成課
<b>イ 再就職支援</b>			
<b>市町村における地域就労支援事業の実施</b> 働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できない母子家庭の母親等の就職困難者等を支援するため市町村が主体となって地域の関係機関との連携の下、雇用・就労につながる各種支援を展開する。 (本事業の中で行う能力開発事業については、講習中の保育を実施するなど、母子家庭の母親等にも配慮した事業実施を指導している。)	—	○大阪市をはじめ、府内全市町村(59地域就労支援センターを開設)で実施。 ○新規相談件数 5,319件(うち女性 2,427件) ○再就職支援講座(能力開発講座:パソコン講座、医療事務講座等)を実施。	雇用推進室 雇用対策課
<b>在宅ワークに関する情報提供</b> 在宅での就業を希望する就労困難者や障がい者等の就業支援のため、在宅ワークに関するポータルサイトを設置するとともに、ITを活用した情報の収集・提供及び相談を実施する。	2,702	○電話相談 6,038件 ○ポータルサイトアクセス件数 158,272件	雇用推進室 労政課

## (3) 多様な働き方への支援

事業名及び平成22年度事業概要	22年度 予算額 (千円)	平成22年度実績	担当課
<b>ア 労働時間短縮及び休暇制度等の充実の啓発</b>			
<b>労働時間短縮の促進</b> 労働時間の設定が労働者の健康と生活に配慮したものに改善され、ゆとりある豊かな暮らしを実現するため、労働時間短縮の普及を年間を通じて実施する。	—	○リーフレット「すすめよう！ワークライフバランス」の作成・配布 部数 20,000部	雇用推進室 労政課
<b>モデル職場づくりの推進</b> 再掲【2-(1)-ウ】 → P88参照	(一)	再掲【2-(1)-ウ】 → P88参照	男女共同参画・NPO課
<b>男性職員の育児休業取得促進</b> 再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	(一)	再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	人事室企画 厚生課
<b>妻の出産時における男性職員による子の養育休暇</b> 再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	(一)	再掲【4-(2)-ウ】 → P106参照	人事室企画 厚生課 人事委員会 事務局
<b>子の看護のための休暇</b> 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備の推進を図るため、中学校就学の始期に達しない子を養育する職員が当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇(子の看護のための休暇)の運用を行う。	—	同左	人事室企画 厚生課 人事委員会 事務局

事業名及び平成 22 年度事業概要	22 年度 予算額 (千円)	平成 22 年度実績	担当課
<b>育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度</b> 男女がともに家庭責任を担いつつ、職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を図るため、育児休業制度、育児短時間勤務制度及び介護休暇制度の運用を行う。	—	同左	人事室企画 厚生課
<b>育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</b> 小学校就学の始期に達しない子を養育する職員又は家族の介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限することにより、引き続き職業生活と家庭生活の両立を図り得る環境整備を行う。	—	3歳未満の子のある職員が請求した場合、原則、時間外勤務を命じることができないこととした。	人事室企画 厚生課 人事委員会 事務局
<b>女性警察職員の育児休業者が配置されていたポストへの後任者配置の実施</b> 育児休業に伴う欠員による職場の負担を軽減し、職員が安心して出産、育児に専念できる環境の構築を図るため、女性警察官の育児休業者が配置されていたポストへの後任者の配置を推進する。女性一般職員については、賃金職員による代替措置を基本としつつ、一会計年度に亘り育児休業を取得する場合には正職員を後任配置する。	—	女性警察官、女性一般職員ともに育児休業者が配置されていたポスト全てに後任者の配置を実施した。	警察本部 警務部 警務課
<b>短時間保育施策の実施</b> 育児中の職員が安心して職務に専念できる環境整備のため、仕事と家庭の両立支援策として、育児経験のある警察職員の配偶者による保育所への送迎等を含めた短時間保育施策(保育ママ・お迎えママ支援)を実施する。	—	同左	警察本部 警務部 厚生課
<b>イ 短時間労働者の労働条件の向上への取組</b>			
<b>パートタイム労働者の雇用管理改善の推進</b> パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等の促進を目的とし、パートタイム労働法の周知徹底を図る。	—	同左	雇用推進室 労政課
<b>非正規雇用労働者に係る労働問題啓発冊子の作成</b> HP 版のみ作成	—	名称:「パート・派遣・契約社員 Q&A」 HP 版のみ作成	雇用推進室 労政課
<b>ウ 情報通信機器を活用した働き方への取組</b>			
<b>在宅ワークに関する情報提供</b> 再掲【3-(2)-イ】 → P93参照	(2,702)	再掲【3-(2)-イ】 → P93参照	雇用推進室 労政課
<b>エ 女性起業家支援</b>			
<b>ドーンセンター情報ステーション事業</b> 再掲【2-(2)-ア】 → P89参照	(17,822)	再掲【2-(2)-ア】 → P89参照	男女共同参 画・NPO課
<b>オ 自営業等に従事する女性の地位の向上への取組</b>			
<b>在宅ワークに関する情報提供</b> 再掲【3-(2)-イ】 → P93参照	(2,702)	再掲【3-(2)-イ】 → P93参照	雇用推進室 労政課
<b>女性農業者の起業支援</b> 再掲【1-(3)-ア】 → P86参照	(—)	再掲【1-(3)-ア】 → P86参照	農政室推進 課